ラジオNIKKE/ ■放送 毎週木曜日 21:00~21:15

マルホ皮膚科セミナー

2014年7月10日放送

「第64回日本皮膚科学会中部支部学術大会④

シンポジウム 3-1 美容皮膚科をとりまく問題点と今後の将来性」

クイーンズスクエア メディカルセンター 皮膚科部長 尾見 徳弥

美容皮膚科としての施術法

本日は、美容皮膚科についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、美容皮膚科という言葉ですが、従来の美容外科というように手術を目的とするもの に対して、侵襲を伴わない美容治療を目的とするものです。

美容皮膚科に関しては、いわゆるダウンタイム(その後に傷跡になったり、かさぶたができたり、黒くなったりする)の少ない治療ということで発達してきました。ケミカルピーリング、レーザー・ホワイトライトなどによる施術が中心で、しみ、しわなどを治すといった治療が主体です。

そのほかに、ハイドロキノンやビタミンA誘導体(いわゆる機能性化粧品)の外用や、最近ではヒアルロン酸の注入やボトックス注射によってしわを改善する施術なども含まれています。そして、外科的なリフトアップや、豊胸手術などは含まれていません。

美容皮膚科のニーズの高まり

なぜこのような美容皮膚科というものが最近非常に多く取り上げられるようになったのかという問題に関してですが、1つには、レーザー治療などの施術の進歩が上げられます。 最近のレーザー治療は、太田母斑、血管腫など保険適用になっているものもあり、施設での装置の普及率も高くなっています。さらに、これらの施術において、先ほどお話ししたように、ダウンタイムの少ない治療が発達してきたこともあるかと思います。以前に開発された装置の中には、施術後に黒いかさぶたがしばらく残っているようなものもありましたが、最近、治療技術の進歩によって、よりダウンタイムの少ない治療がいろいろとなされています。 もう1つの理由としては、社会における女性の活動の増加があります。女性がみずから働くことが多くなったことで、可処分所得が増加し、そのことが女性の美容皮膚科に対する関心を高めているのではないかと考えられます。

さらに、テレビや雑誌においても、この 美容皮膚科の施術というものがいろいろ紹 介されています。よくビフォー・アフター などというような形で取り上げられること も多く、これらも関心が高まることにつな がっているとは思います。

2013年の調査におきまして、20歳から60歳の男女を合わせた場合は30.8%、女性だけの場合でも20.9%の方が美容皮膚科を希望するというアンケート調査も出ています。このようなニーズの高まりも、美容皮膚科に対する関心と言えるでしょう。

美容皮膚科に対するニーズの高まり

- 1) レーザー・光線治療器などの施術の進歩
- 2) 手術ではなくダウンタイムの少ない治療
- 3) 女性の社会活動の増加(女性の可処分所得の増加)
- 4) マスコミによる美容皮膚科施術の紹介
- 5) 2013年調査 20-60歳の男女では20.9% 女性だけでは30.8%が希望

医療機関における美容皮膚科のニーズ

- 1) 診療報酬の増加が望めない。患者負担の増加による患者の診療抑制
- 2) うがい薬の保険適応除外など公的医療保険の縮小方向
- 3) 混合診療解禁の可能性
- 4) 皮膚科診療における医療機関間での差別化

医療機関における美容皮膚科のニーズ

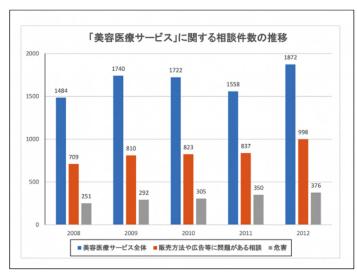
医療機関においても、最近、診療報酬の増加が望めなくなってきています。患者負担が増加することによる患者の診療の抑制、さらに最近、うがい薬の健康保険適用除外も決まりましたが、風邪薬や水虫薬などに対して公的医療保険が使えなくなっていく方向性が示されています。混合診療解禁の可能性や皮膚科診療所(クリニック)が増えたことによる医療機関間での差別化の必要性も美容皮膚科を医療機関において実施したいというニーズになっているようです。

美容皮膚科の問題点

具体的に美容皮膚科の問題点というのは どのようなものがあるのでしょうか。

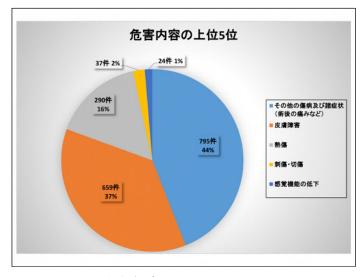
まず、一番大事なのは消費者問題だと思われます。美容皮膚科を行う施設が増えるにつれて、消費者問題も増加しています。国民生活センターの統計によりますと、2008年から 2013年度の消費者からのクレーム合計数は 4878件でした。年々増加しており、2012年度は998件です。

1番多いものは広告や販売の問題、いわ しゅる過剰広告、販売法や金銭トラブルなどです。



2番目は危害です。危害というのは、 2008年から 2013年度で 1878件でした。 そのうち1位はその他の傷病及び諸症状と いうことで、これは熱傷、傷などを含まな い術後の痛みなどです。 2位にはかぶれ、 しみなどの皮膚障害、 3位は脱毛施術など によるやけど、熱傷が挙げられます。

金銭のトラブルに関しては、美容医療は 自由診療で、特定商取引法の範囲に含まれ ません。エステティックサロンでの施術な どにおいては、クーリングオフの制度とか、



解約に関する規定がありますが、美容医療に関してはこのような規定がありません。そのため、国民生活センターでは、例えば5回コースと言いながら途中での返金に応じてくれないとか、1回の施術が30万円もするようなものをキャンペーンとうたっていて、実際の施術内容には満足はできなかったとなどと言った不満が寄せられています。

2013年6月には、消費者基本計画の改定がなされました。これは、美容医療サービスにかかる不適切表示、広告、美容医療サービスを利用する消費者への説明責任について述べたものです。また、日本医師会においても、美容医療においては患者が来院した当日に施術をするのではなく、きちんと説明をし、その後予約をとって施術をするように勧めています。

メーカー側の問題もあります。アメリカでの認可や学会での発表だけで、日本での効果が 証明されていない装置を、メーカーは販売という形ではなく、輸入代行という形で販売して います。このような装置を販売する際に、使用する医師のニーズや技能、今までの経験など を考えずに販売している例もあるようです。

私が経験した例では、整形外科の開業医の先生がメーカーから脱毛の装置を購入し、その結果、患者さんがやけどを起こして、その先生もその装置を使うのを断念したというケースがあります。メーカーに対しても、商品の信頼性やアフターサポートを含めた企業倫理の確立が求められます。

さらに、施術をする医師の問題もあります。通常、美容皮膚科の施術に携わる医師は、皮膚科や形成外科の専門医であるべきだと思われます。しかしながら、大学病院でも内科、産婦人科、眼科などの医師が2・3年間皮膚科に入局した後、美容皮膚科として開業している例も認められます。例えば、簡単に顔の黒子、しみを除去すると言っても、しみの中には悪性黒色腫といった黒子のがんと皮膚科専門医でも鑑別の難しい症例が認められます。専門医ではない先生方の場合に、果たして臨床的に悪性のものと良性のものの鑑別診断ができるか、また美容医療をする上で、患者サイドのニーズに沿った治療方針を立てることができるかどうかということは疑問です。現在、日本皮膚科学会、日本形成外科学会ともに、専門医を認定しています。患者さんには、このような専門医の先生の受診をするべきことをお勧

めいたします。

さらに、消費者問題の1つとして、現在、日本において厚生労働省は治療を行う装置などを認可しています。美容を行う装置に関しては認可をしていません。このことで、メーカー側は先ほどお話ししたように、直接販売することが難しく、輸入代行というふうな形で販売せざるを得ません。また、厚生労働省は現在までに、脱毛を目的とした装置は販売認可していません。いわゆる光脱毛、レーザー脱毛などといった脱毛は、しみなどを除去する装置を用いて医療機関で実施されています。しかしながら、エステティックサロンでも同じような光脱毛を行っています。この結果、エステティックサロンで生じたやけどの症例などにおいて、そのエステティックサロンの経営者や施術者が逮捕されるという事例も認められます。できれば、その装置自体が医療用、美容用といった明確な基準をつくり、例えば難しい患者、何か皮膚のトラブルのある患者は医療機関で施術をする、一般の方の脱毛においてはエステティックサロンで施術をするといったようなすみ分けができれば、消費者の方が脱毛に対して払うコストも少なくなり、消費者の満足も得られると思います。

美容皮膚科の将来

美容皮膚科の施術は今後も進んでいくでしょう。例えば、エネルギー源としても、現在までいわゆる I P L といった多波長の光線、またレーザーなどが主体でしたが、L E D や Radio frequency (R F) といった高周波の治療機が開発され、商品化されています。 L E D は電球でもそうですが、さまざまな波長のものがつくり出せ、また寿命も長いことから、装置を安くつくることができると考えられます。また、R F や高周波は、組織の深いところまで入っていくことから、組織伝達性からも、レーザーや I P L などといったものに比べると高い効果が得られることが期待されます。今後、このような新しいエネルギー源の開発が行われるのではないかと思います。

また、Photo dynamic therapy (PDT) といったような治療も行われています。これは、皮膚科のみならず、他科でも行われていますが、例えばがん細胞に対して、光に反応するような物質 (光感受性物質) を取り込ませ、それに光を当てることによって、その物質とともにがん細胞を破壊するというものです。この技術は、皮膚科領域では、現在、にきび、皮膚の表在性の悪性腫瘍に対して行われています。このように、今後はこの美容皮膚科の施術方法が美容のみならず、皮膚疾患や皮膚のがん治療の可能性を秘めているのではないかと思われます。